

中津市国土強靱化地域計画の概要

1. 中津市国土強靱化地域計画について(改定)

災害の危機に直面する本市として、早急に事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興並びに地域間競争力の向上に資する強靱な地域づくりを推進するため、基本法第13条の規定に基づき中津市国土強靱化地域計画を、令和3年3月に策定しました。

その後、令和5年7月の豪雨をはじめ、様々な大規模自然災害が頻発していることから、これら近年の災害から得られた教訓や策定から概ね5年が経過したことによる社会情勢の変化等とともに、令和5年7月に国が基本計画を変更したことを踏まえて、本計画の見直しを行いました。

【本計画の位置づけ】

本計画は、基本法第13条に基づき、基本計画や県計画と同様に、他の計画の指針となるアンブレラ計画の性格を有するものです。強靱化の推進に関して、概ね5年ごとに見直しを行います。

【強靱化の基本的な考え方】

地域強靱化を取り組んでいくにあたり、以下の4つを基本目標とし、基本的な方針に基づき推進します。

(4つの基本目標 ※1)

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

(基本的な方針)

- ・多角的な検証と連携強化
- ・多層的な施策の最適化
- ・効率的・持続的な投資
- ・多様性と地域性の尊重
- ・デジタル技術の活用

【対象とする自然災害】

南海トラフ巨大地震や、平成24年の九州北部豪雨災害など、市内全域に甚大な被害をもたらす「大規模自然災害」を対象とします。

【アンブレラ計画のイメージ】



2. 計画策定の進め方について

国が基本計画の策定に用いた手法を参考に、以下の手順1～5のプロセスを経て、「中津市国土強靱化地域計画」を策定します。

- 手順1: 地域を強靱化する上での目標※1、※2)の明確化
- 手順2: リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)※3)、施策分野の設定(※4)
- 手順3: 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- 手順4: リスクへの対応方策の検討※4)
- 手順5: 対応方策について重点化、優先順位付け

3. 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) について

本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価、いわば本市の健康診断を行い、リスクに対してどこに脆弱性があるのかを、改めて検討し、地域強靱化に關する施策を効率的・効果的に推進していきます。

そのために必要な前提である「事前に備えるべき目標」を6項目、その目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を31項目設定します。

起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標 ※2 | | 起きてはならない最悪の事態 ※3 | |
|---------------|---------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) |
| | | 1-5 | 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | 2-1 | 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| | | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 | 経済活動を機能不全に陥らせない | 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下 |
| | | 4-2 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出 |
| | | 4-3 | 広域交通ネットワークが分断する等、基幹的な陸上・海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 4-4 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| | | 4-5 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 | 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネットSNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | | 5-2 | 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| | | 5-3 | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 5-4 | 上下水道施設等に係るの長期間にわたる機能停止 |
| | | 5-5 | 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| 6 | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| | | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 |
| | | 6-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-4 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-5 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-6 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 6-7 | 大規模災害により土地・建物等の被災認定に時間を要し復興が大幅に遅れる事態 |

※青文字は、重点化するべきプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」で、「市の役割の大きさ」「影響の大きさ」「緊急度」「施策の進捗」の観点から、10のプログラムを選定。

4. 地域強靱化の推進方針の概要について (※4)

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)を回避するために必要な施策として、7つの個別施策分野、5つの横断的分野の推進方針をとりまとめました。

【個別施策分野】

- 行政機能／消防等
 - 避難施設の整備
 - 備蓄品の確保・管理
 - 孤立想定集落に対する支援
 - 耐震性貯水槽の充実 等
- 住宅・都市／環境
 - 復旧・復興事業への備え
 - 木造家屋等の耐震化推進
 - 立地適正化計画の推進
 - ごみ処理体制の強化 等
- 保健医療／福祉
 - 医療応援協定の再構築
 - 救護拠点としての医療施設・体制の整備
 - 避難行動要支援者に対する避難支援の推進
 - 福祉避難所の確保 等
- 情報通信・産業
 - 情報提供手段の多重化
 - なかつ情報プラザ非常用電源装置の浸水対策
 - ケーブルテレビ幹線の2ルート化
 - 企業ごとのBCP策定の推進 等
- 交通・物流
 - 漁港、林道における物資輸送ルートの確保
 - 農道等の整備・保全の推進
 - 港湾施設整備の実施
 - 都市の骨格となる街路等の整備推進 等
- 農林水産
 - 森林整備の促進
 - 倒木時に電線等へ影響を及ぼす樹木の事前伐採
 - 農地、農業用施設の保全
 - 農業用施設の補強 等
- 国土保全
 - ため池ハザードマップの周知・啓発
 - 豪雨時における内水排水対策の推進
 - 河川施設の維持・改修
 - 地籍調査の推進



備蓄品の確保・管理



都市の骨格となる街路等の整備推進



都市の骨格となる街路等の整備推進



河川施設の維持・改修

【横断的分野】

- リスクコミュニケーション(情報の共有、訓練・啓発等)
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の促進
 - 情報収集手段の普及促進
 - 業務継続計画(BCP)の適正管理
 - 消防各種訓練の実施 等
- 地域の生活機能の維持・地域の活性化
 - 津波避難訓練の促進
 - 自主防災組織の活動強化
 - 生活用水の確保
 - 生活支援体制の整備 等
- 防災教育・人材育成
 - 防災士の養成
 - 防災活動における女性参画の推進
 - 救命講習の啓発
 - 防災教育の推進 等
- 老朽化対策
 - なかつ情報プラザの耐震化対策
 - 放課後児童クラブの老朽化対策
 - 学校施設の老朽化対策
 - 社会教育施設等の老朽化対策 等
- デジタル活用
 - 災害リスクの周知
 - 多様な情報伝達手段の確保
 - デジタル技術活用による災害対応の効率化 等



自主防災組織の活動強化



防災活動における女性参画の推進

5. 地域強靱化の推進方針の概要について

本計画に基づく地域強靱化の施策を確実に推進するため、各プログラムの達成度や進捗を把握する代表的な指標において、その具体的な取組内容や目標値を記載した年次計画を別途策定します。

